

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

埋火葬費用に充当するため、市町村担当者による死亡人の銀行預金払戻しに関する権限の明文化

提案団体

宮城県

制度の所管・関係府省

金融庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、市町村が繰り替えた埋火葬費用について死亡人の遺留金銭を充当できると定めてあることから、銀行貯金や有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。

具体的な支障事例

【問題の所在】

墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行旅法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することとなるが、一般の銀行の場合、死亡人の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。しかし、相続財産管理人の選任については1件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。

なお、ゆうちょ銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すことを可能としている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改善に係る効果】

行旅法の規定どおり市町村が負担した埋火葬費用に、死亡人の遺留金銭を充てることができるようになり、市町村の費用負担を少なくすることができる。

根拠法令等

- ・墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項
- ・行旅病人及行旅死亡人取扱法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、ひたちなか市、群馬県、桶川市、江戸川区、長野県、美濃加茂市、豊橋市、京都市、徳島県、高松市、熊本市、宮崎県

○死亡人の遺留金銭が少額である場合、相続財産管理人の選任が行うことができないため、保管根拠のないまま本市が遺留金銭を保管している場合がある。

○死亡人への調査権限が明確に定められていないことから、死亡人が銀行口座等に資産を有している可能性

がある場合においても、調査を行うことが出来ず、本来であれば遺留金品を充てることが出来た事例においても財政負担が生じており、改正が必要と考える。また、調査権と同時に銀行口座からの払戻しに係る権限を制定する必要があると考える。

○当県においても相続管理人の選任に係る費用が、遺留金としての銀行貯金を上回る場合には、相続財産管理人の選任が行えず、本県が費用負担をしている事例があり、ゆうちょ銀行以外の銀行等においても市町村担当者が簡単に死亡人の預金を払い戻すことを可能とする運用を求めたい。

○現状、相続財産管理人による手続き無しには遺留金たる預金の払戻し等に応じない金融機関もあり、費用充当の支障となるケースも存在する。相続財産管理人の選任が利害関係人等により行われるケースも限られており、事務の煩雑化を招いていることから、権限の明文化を望む。

○当県においても、遺留金銭の調査・回収に苦慮している市町村の現状があることから、当該制度は必要と考える。

○行旅法の規定どおり市町村が負担した埋火葬費用に、死亡人の遺留金銭を充てることができるようになり、市町村の費用負担を少なくすることができる。

○一般銀行については、市が死亡人の預金の払い戻しを受けられないため、相続財産管理人選任の申立てを行うことになるが、申立て費用が預金額を上回る場合、結果的に申立てを行えない。そのため、埋火葬費用を回収できず、市の財政負担となっている。

○現行の法律では親族調査・預金調査等する権限がなく、市町村が負担する費用は今後も増える見込みです。調査権限が付与されれば、遺留金の調査も合わせて行うことができ、葬祭費用等に充当することができると財政負担の軽減につながります。